

# 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の2第1項
処 分 の 概 要：指定射撃場の指定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項（許可の基準）、同第5条の2第2項第2号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、同第9条の2第1項（指定射撃場の指定） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続） 指定射撃場の指定に関する内閣府令第2条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、同第3条（指定射撃場の種類ごとの区分）、同第4条（位置に関する基準）、同第5条（構造設備の基準）、同第6条（設置者の基準）、同第6条の2（管理者の基準）、同第8条、同第9条（指定射撃場の管理方法の基準）、同第10条（申請の手続）
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：35日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：